



貝塚市  
都市政策部 広報交流課  
担当：常国・古川  
TEL:072-433-7230・7231  
FAX:072-433-7233

## 「手話言語条例制定にかかる意見書」を提出

貝塚市では、手話への理解の促進と普及を図り、地域において手話を使いやすい環境を構築することで、全ての市民が、共に安心して暮らせるまちづくりをめざして手話言語条例の制定を進めています。



障害当事者団体・教育・福祉・人権擁護の関係者で構成する「貝塚市手話言語条例策定委員会」では、市の手話言語にかかる条例や取組みの方向性について検討を重ねました。

12月22日、同委員会委員長と同委員の貝塚ろうあ福祉会の会長が、検討をまとめた「手話言語条例制定にかかる意見書」を市に提出しました。

市長は「委員会の意見を反映し、取組みを進めていきます」と述べました。

今後の予定としては、委員会の意見をもとに策定した条例案を平成30年第1回定例会議に上程します。可決頂けましたら条例を4月1日から施行し、手話の普及等に向けた様々な取組みを行っていきます。

問合せ先  
障害福祉課  
担当：三宅  
TEL：072-433-7014